

大分県報

平成三十年
第二九九七号
七月三日

(火曜日)

目次

規則

クリーニング業法施行細則の一部改正……………	一
大分県中小企業高度化資金貸付規則の一部改正……………	一
告示	示
特定非営利活動法人の設立認証申請……………	二
特定非営利活動法人の定款変更認証申請（六件）……………	二
瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請……………	四
土地改良区の定款変更認可……………	五
指定予定保安林……………	六
公 告	告
所在不明者に対する保安林指定予定通知の掲示……………	六

規則

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成三十年七月三日	大分県知事 広 瀬 貞 貞
大分県規則第六十一号	
クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則	
クリーニング業法施行細則（昭和四十年大分県規則第十号）の一部を次のように改正する。	

「一 業務を行おうとする場所」
第十号様式中 添付書類

戸籍謄本又は戸籍抄本

を

平成三十年七月三日

「業務を行おうとする場所」

添付書類

1 戸籍謄本、戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し（クリーニング師試験の申請時から氏名又は本籍に変更があった者については、戸籍謄本又は戸籍抄本）

2 業務を行おうとする場所を記載した書類

附則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のクリーニング業法施行細則（以下「旧細則」という。）の規定に基づいて提出されているクリーニング師免許申請書は、この規則による改正後のクリーニング業法施行細則の規定に基づいて提出されたクリーニング師免許申請書とみなす。

3 旧細則第十号様式の規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

大分県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年七月三日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

大分県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

大分県中小企業高度化資金貸付規則（昭和四十三年大分県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十三の項及び十四の項中「第十五条第一項第二十四号」を「第十五条第一項第二十五号」に改める。

別表第三の経営革新計画承認グループ事業の項、下請振興事業計画承認グループ事業の項、総合効率化計画認定グループ事業の項、施設集約化事業の項、共同施設事業の項、設備リース事業の項、企業合同事業の項、集団化事業の項及び集積区域整備事業の項中「〇・四五パーセント」を「〇・五〇パーセント」に改める。

別表第四の地域産業創造基盤整備活性化事業の項及び商店街整備等活性化支援事業の項中

大分県報（規則）

一

「〇・四五パーセント」を「〇・五〇パーセント」に改める。

附則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第三及び別表第四の規定は、平成三十年度分の資金の貸付けから適用する。

〇告 示

大分県告示第四百二十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

平成三十年七月三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 申請のあった年月日

平成三十年六月二十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人 しげまさ子ども食堂―げんき広場―

三 代表者の氏名

首 藤 義 夫

四 主たる事務所の所在地

豊後大野市

五 定款に記載された目的

この法人は、「どのような環境に育っても子どもたちの未来は創り出せる」と信じる人々と協働して、地域の子どもの地域で見守り育て、子どもたちが自らの生き方に主体性を持ち、積極的に社会に参画していける力を育てることを目指す。

大分県告示第四百二十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成三十年七月三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 変更申請のあった年月日

平成三十年六月十八日

二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 銀河鉄道

三 代表者の氏名

大 野 勉

四 主たる事務所の所在地

大分市生石二丁目一番地二十七号 西大分ビル百一号室

五 定款に記載された目的

この法人は、障がいを抱える人たちが地域であたり前に生活していくことを支援し、社会復帰や社会参加の促進を図るための活動を行う。また、誰もが暮らしやすいまちとなるよう、地域の人たちの福祉増進や交流推進等に寄与することを目的とする。

六 定款変更の内容

会員に関する事項の変更

役員に関する事項の変更

会議に関する事項の変更

資産及び会計に関する事項の変更

定款の変更に関する事項の変更

公告の方法の変更

大分県告示第四百二十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成三十年七月三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 変更申請のあった年月日

平成三十年六月十九日

二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 APUグローバルビジネスネットワーク

三 代表者の氏名

福 谷 正 信

四 主たる事務所の所在地

別府市

五 定款に記載された目的

この法人は、国内や海外の企業に対して、ビジネスに関わる情報収集、調査・研究、講演やセミナー、ビジネスパートナーの紹介・斡旋・コンサルティングに関する事業を行い、学術の振興、国際協力、経済活動の活性化、職業能力の開発に寄与することを目的とする。

六 定款変更の内容

会員に関する事項の変更
公告の方法の変更

大分県告示第四百二十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成三十年七月三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 変更申請のあった年月日

平成三十年六月十九日

二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 道しるべ

三 代表者の氏名

矢 守 和 枝

四 主たる事務所の所在地

別府市

五 定款に記載された目的

この法人は、障がいを持つ人達が地域の中で充実した生活を送ることを支援し、社会復帰や社会参加の促進を図るための活動を行い、誰もが暮らしやすい町となるよう、障がいを持つ人達の福祉増進に寄与することを目的とする。

六 定款変更の内容

事業の変更
役員に関する事項の変更
会議に関する事項の変更
資産及び会計に関する事項の変更

定款の変更に関する事項の変更
公告の方法の変更

大分県告示第四百二十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成三十年七月三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 変更申請のあった年月日

平成三十年六月十九日

二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 下筌ダム湖と森の会

三 代表者の氏名

川 津 桂 男

四 主たる事務所の所在地

日田市津江村

五 定款に記載された目的

この法人は、筑後川上流地域に暮らす人々とこの地域にかかわる人々に対して、地域活性化につながる事業を行い、よりよい地域づくりに貢献することを目的とする。

六 定款変更の内容

役員に関する事項の変更
会議に関する事項の変更
資産及び会計に関する事項の変更
定款の変更に関する事項の変更
公告の方法の変更

大分県告示第四百三十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成三十年七月三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 変更申請のあった年月日

平成三十年七月三日

大分県報（告示）

平成三十年六月二十日

二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 にこにこフィットネス協会

三 代表者の氏名

岡 田 理 絵

四 主たる事務所の所在地

大分市桜ヶ丘二番十八号

五 定款に記載された目的

この法人は、大分県民一人一人に対して、それぞれのもつ様々な差（性、年齢、運動歴、好み、体力レベル、障害の有無など）を超えて安全で効果的な身体運動を積極的に、また楽しみながら増やすためのサポートに関する事業を行い、県民が自らの健康を維持・増進していくことに寄与することを目的とする。

六 定款変更の内容

事務所の所在地の変更

会員に関する事項の変更

役員に関する事項の変更

会議に関する事項の変更

資産及び会計に関する事項の変更

定款の変更に関する事項の変更

公告の方法の変更

大分県告示第四百三十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成三十年七月三日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一 変更申請のあった年月日

平成三十年六月二十日

二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 自主防災推進協会

三 代表者の氏名

矢羽田 光

四 主たる事務所の所在地

大分市高砂町四番二十号

五 定款に記載された目的

この法人は、大分県及び県内各市町村が推進する自主防災活動に協力するとともに、県民とともに減災と地域防災力向上啓発に関する事業と避難地避難路の確保に有効な誘導標識などの設置推進事業を行い、自主防災力向上と地域住民の安全確保に寄与することを目的とする。

六 定款変更の内容

会員に関する事項の変更

役員に関する事項の変更

会議に関する事項の変更

資産及び会計に関する事項の変更

定款の変更に関する事項の変更

公告の方法の変更

大分県告示第四百三十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。

なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

平成三十年七月三日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一 申請の概要

1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名

大分市大字旦野原七百番地

国立大学法人 大分大学

学長 北 野 正 剛

2 特定事業場の所在地及び名称

由布市挾間町医大ヶ丘一丁目一番地

大分大学挾間キャンパス

3 設置される特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十八号の二

大分県告示第四百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

平成三十年七月三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

土地改良区名	所在地	認可年月日
--------	-----	-------

杵築市土地改良区	杵築市	平三〇・六・二一
----------	-----	----------

大分県告示第四百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成三十年七月三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

保安林予定森林の所在場所

宇佐市安心院町萱籠字須崎末ヶ谷一番一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局並びに宇佐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○公 告

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により通知した次の者について

ては、その所在が不明なもので、同法第八十九条の規定により、当該通知の内容を保安林予定森林の所在する市町村の事務所に掲示する。

平成三十年七月三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 所在の不明な者の氏名及び揭示場所

所在の不明な者の氏名	揭示場所
------------	------

中島 建博	佐伯市役所
-------	-------

二 通知の要旨

農林水産大臣から、森林法第二十九条の規定による保安林の指定予定に係る通知があったため、平成三十年六月五日付け大分県告示第三百七十六号により行った同法第三十条の規定による通知